

議案第1号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

基山町長　松田　一也

基山町条例第　号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

国において人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部が改正されたことに伴い、平成31年4月から時間外勤務命令を行うことができる上限時間等が適用されるため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要がある。

平成31年3月14日原案可決